

丸粒とうもろこしの使用状況報告書(P-8013)

数量の記載にあたっては、1ヶ月分を、報告者が丸粒とうもろこしの販売者である場合には、輸入許可ごとに、報告者が使用者である場合には財団法人日本穀物検定協会が発給する認定ごとにまとめて記載する。